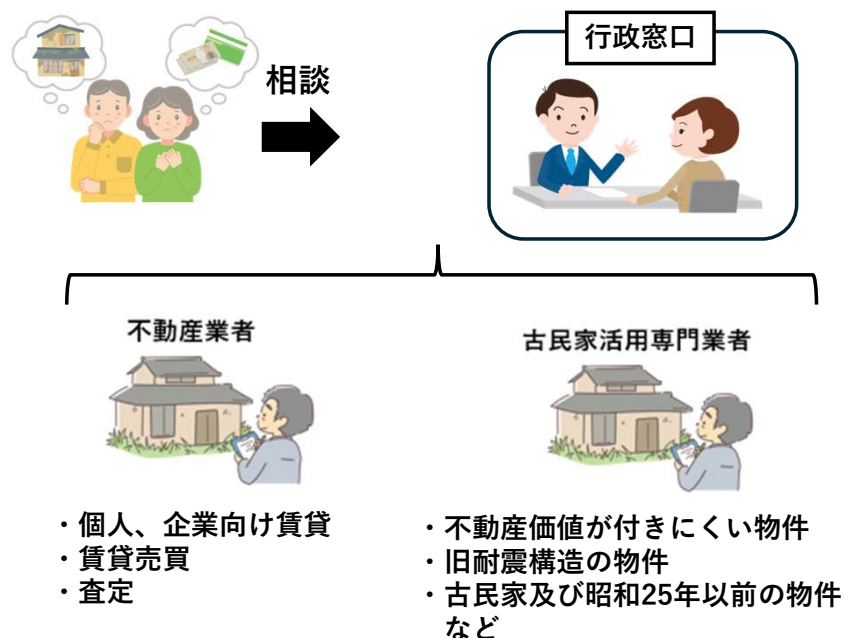


空き家の再活用に関する新しいご提案

これまでの「空き家」活用法は、売却するか、賃貸で個人に賃貸することが一般的でしたが、次世代に残す価値がある建築物や伝統工法で造られた建物について、事業者賃貸することで母屋を手放さず**再活用できるプラン**をご案内しています。特に「**古民家**」と言われる建物においては、修繕箇所が多くまた価値や判断が付きにくい特徴があります。市町村の指定業者が、相続や管理のついてアドバイスなどを行っております。お気軽にご相談下さい。



背景・目的

昭和25年（1950年）以前の建築物に関する管理、処分等のアドバイスを行っています。

売りたい	昭和50年以降の物件	不動産屋
	昭和25年以降の物件	不動産屋/古民家専門業者
	昭和25年(1950年)以前の物件	古民家専門業者
貸したい	昭和50年以降の物件	不動産屋
	昭和25年以降の物件	居住可能 → 不動産屋/古民家専門業者
		大規模な修繕が必要 → 古民家専門業者
	昭和25年(1950年)以前の物件	居住可能 → 不動産屋/古民家専門業者
		大規模な修繕が必要 → 古民家専門業者

〈注意事項〉

最終的な判断は物件の所有者様となります。あくまで一般的なアドバイスとしてご利用下さい。
所有される物件の写真、登記簿情報などをご用意いただくとスムーズにご案内が可能となります。